

静岡県告示第22号

令和4年12月13日静岡県告示第806号にて告示した、特定水産資源（くろまぐろ（大型魚））に関する令和4管理年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。）における知事管理区分に配分する数量について、第2の表を以下のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第4項の規定に基づき公表する。

令和5年1月13日

静岡県知事 川勝平太

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

27.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分 | 配分数量 |
|--|--------|
| 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等 | 18.5トン |
| 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろはえ縄漁業） （12月から翌年3月まで） | 11.8トン |
| 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（くろまぐろひき縄釣漁業） （11月から翌年3月まで） | 6.2トン |
| 静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等（その他漁業） （周年） | 0.5トン |
| 静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業 | 6.2トン |

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。